

4 飯議第 号
令和 4 年 月 日

飯田市長 佐藤 健 様

飯田市議会
議長 井坪 隆

工事請負契約の締結に係る議会未提出案件及び職員の不祥事に関する申し入れ（案）

日頃より、当市議会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

この度の議会未提出案件については、地方自治法違反であることはもとより、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例が履行されておらず、過去や将来にわたって議決に責任を持たなければならない議会にとっては、由々しき問題であったと認識しているところです。また、一連の職員による不祥事については、公務の信用に大きく影響を与え、市民からの不信を招く結果につながっています。

市議会は、自治体の最終的な意思決定を行うとともに、長の業務執行を監視する役割が基本であることを踏まえ、以下の点について、強く要請いたします。

記

1. 工事請負契約の締結に係る議会未提出案件について

- (1) 徹底した原因分析のために、民間会社で行われている「なぜなぜ分析」などの手法を用いて、真の原因を究明されたい。
- (2) 今後の再発防止策として示された「組織的なチェック体制の改善」を実行した後、効果の確認を行われたい。
- (3) 原因を究明した上で該当する対象者へ、地方自治法を中心とした実践的な研修を実施するとともに、全職員に対しても、eラーニング等を活用するなど継続した研修を実施されたい。
- (4) 会計事務、監査事務の段階でチェックがかかるなど、複数のチェック体制を構築されたい。
- (5) 平成 23 年 10 月 31 日付け、「損害賠償に係る議会未提出案件に関する申し入れ」に対する市側からの回答 2（1）で示された、「契約、財産の取得、訴えの提起等の議決事項など議会に関係する手続きについて、損害賠償に係る事務処理同様、手順を確認し、マニュアル化及びチェック体制」を再度確認されたい。

(6) 令和4年末を目途に、議会に対し、上記(1)から(5)までを実施した経過及び結果を報告されたい。

2. 職員の不祥事について

- (1) 市民への手当や給付金等に係る不祥事が続いたことから、徹底した原因の究明を確実に実行し、職員の業務分担等については、必要に応じて複数担当制とするなど、職員間で相互にチェックし協力できる体制を早期に確立すること。
- (2) 全職場において上司が部下と向き合い、事の重大さを共有するとともに、危機管理事案に対しては、上司が責任と自覚を持ち、部下への適時適切な指示を行うことができる良好な組織風土づくりに早期に努められたい。
- (3) 永続的に、職員の職務に対する市民からの不信や疑惑を招くことがないようにするためには、職員の公務員としての倫理観の醸成が必要不可欠である。市民全体の奉仕者としての原点に立ち返り、職員倫理やコンプライアンス等を踏まえ、不祥事を出さないための具体的な防止策を早期に示されたい。